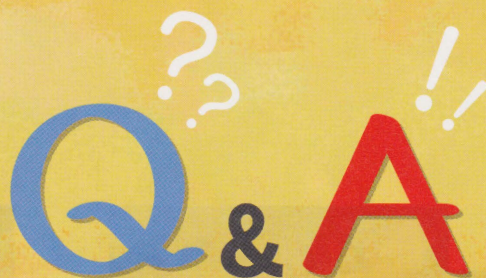


# 処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

**Q** 服薬情報等提供料は、保険医療機関に患者の服薬状況などの情報を提供しただけでなく、患者または家族の求めに応じ、患者等に必要な情報提供および服薬指導を行った場合にも算定できますが、患者等への情報提供・服薬指導に係る算定はどの時点で行うのでしょうか。

**A** 次回の処方せん受付時に算定します。  
服薬情報等提供料は、服薬期間中における患者への継続的なフォローという観点から、「保険薬局において調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握し、患者若しくはその家族等又は保険医療機関に当該情報を提供することにより、医師の処方設計及び患者の服薬の継続又は中断の判断の参考とする等、保険医療機関と保険薬局の連携の下で医薬品の適正使用を推進すること」を評価するものです。

具体的には、次の2つのケースについて算定が可能です。

## ①保険医療機関への情報提供

保険医療機関の求めに応じて、または、保険薬剤師が必要性を認めて、患者・家族などの同意を得たうえで、処方せん発行保険医療機関もしくは現に患者が受診している保険医療機関に対し、患者の服用薬や服薬状況に関する情報を提供した場合

## ②患者・家族などへの情報提供

患者や家族などの求めに応じて、処方せん受付時に提供した薬剤情報以外の情報で患者の服薬期間中に新たに知り得た情報（緊急安全性情報、安全性速報、医薬品・医療機器等安全性情報など）を提供したり、服薬期間中に服薬状況の確認および必要な指導を行った場合

このうち、②の部分については、2016年3月まで長期投薬情報提供料として評価されてきたもので、調剤報酬点数表の簡素化の一環として、2016年4月からは服薬情報等提供料に統合されています（これに伴い長期投薬情

報提供料は廃止）。

そのため、基本的には旧・長期投薬情報提供料の考え方が反映されており、②の算定にあたっては、服薬期間中に情報提供しただけでなく「当該患者の次回の処方せん受付時に提供した情報に関する患者の状態等の確認及び必要な指導を行った場合に算定できる」とされています。

したがって、患者・家族などに対する情報提供に係る服薬情報等提供料の算定については、次回の処方せん受付時に行うものと理解することができます。

**Q** 当薬局で「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定している患者Aは、B病院において地域包括診療料が算定されていますが、同患者から別の保険医療機関（C診療所）で交付された処方せんを受け付けた場合についても、「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定できるのでしょうか。

**A** 算定できます。  
「かかりつけ薬剤師包括管理料」は、患者が選択したかかりつけ薬剤師が、保険医と連携し、患者の服薬状況を一元的・継続的に把握したうえで、患者に対して服薬指導等を行った場合に算定できます。求められている業務内容は「かかりつけ薬剤師指導料」とほぼ同じですが、算定対象については、医科点数表の地域包括診療加算・認知症地域包括診療加算・地域包括診療料・認知症地域包括診療料のいずれかを算定している患者とされています（表）。

ただし、ここでいう地域包括診療料などを「算定している患者」とは、医科点数表の当該点数を算定している保険医療機関で交付された処方せんのみを対象としているわけではありません。この考え方は、かかりつけ薬剤師指導料の算定にあたり、対象とする保険医療機関を限定していないことと同じです。

表 かかりつけ薬剤師包括管理料の対象患者

- (1) かかりつけ薬剤師包括管理料は、(2)に該当する患者のかかりつけ薬剤師が、保険医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行った場合に算定できる。
- (2) かかりつけ薬剤師包括管理料の対象患者は、診療報酬点数表の「区分番号A001」の「注12」地域包括診療加算若しくは「注13」認知症地域包括診療加算又は区分番号「B001-2-9」の地域包括診療料若しくは「区分番号B001-2-10」の認知症地域包括診療料を算定している患者とする。
- なお、これらの患者のかかりつけ薬剤師として「かかりつけ薬剤師指導料」又は「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定する場合には、患者の同意の下で保険薬局においていずれかを算定できる。
- (3)～(5) 〈略〉

〔診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について〕(2016年3月4日、保医発0304第3号)別添3より抜粋

したがって、かかりつけ薬剤師包括管理料は、医科点数表の地域包括診療科などを算定している保険医療機関

以外の保険医療機関で交付された処方せんについても算定することが可能です。

## 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

### 「質問の募集」要項

#### 1. 質問の範囲

##### ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

##### ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？請求漏れがあった場合の対応は？という質問など。

##### ③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

を粉砕してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

**送付先** 〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 四谷安田ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270